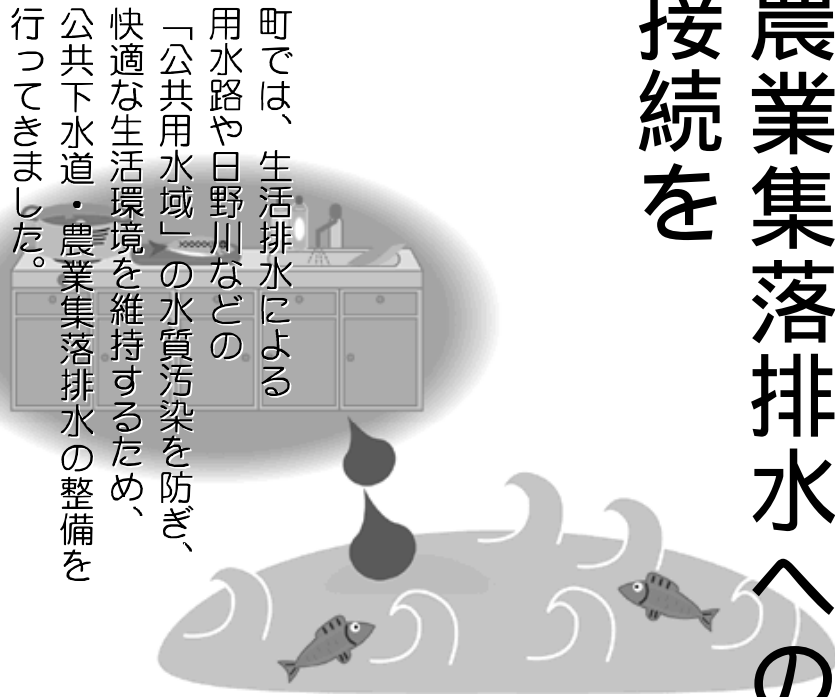


# 公共下水道・農業集落排水への接続を



町では、生活排水による  
用水路や日野川などの  
「公共用水域」の水質汚染を防ぎ、  
快適な生活環境を維持するため、  
公共下水道・農業集落排水の整備を  
行ってきました。

平成16年度で町内の全ての計画区域  
の一事が終わりましたが、  
加入世帯はまだ約7割ほどです。  
まちの生活排水普及の状況について  
お知らせします。

普及率は70パーセント前後にとどまる

平成18年度末現在の町の生  
活排水の普及状況は、公共下  
水道の加入率が72・6パーセント、農  
業集落排水の加入率は70・3パーセント。  
また、生活排水事業実施  
地区以外の地区での合併処理

浄化槽の設置率は55・9パーセントと  
なっています。  
これを合計すると、町全体  
での生活排水の加入率は67・  
1パーセントとなり、まだ7割に満た  
ない状況です。

## 下水道のはたらき

- ▼まちの中に汚水が直接流れず、害虫・伝染病の発生を防ぐ
  - ▼水洗トイレが使えるようになり、衛生的で快適な生活ができる
  - ▼汚水を浄化し、川・海の環境を守る
- …など

下水道法、町条例で接続を義務化、早めに工事を

下水道法及び町下水道条例  
では、公共下水道・農業集落  
排水区域内の皆さんには、供  
用開始後3年以内に接続して  
いただくことと定められてい  
ます。早めの接続工事をお願  
いします。

また、接続工事に対する融  
資制度もあります。お気軽に  
役場産業振興課までご相談く  
ださい。  
問合せ 役場産業振興課  
下水道係（電話72 2101）

## 公共下水道・農業集落排水へ接続している皆さんへ

油や野菜くずを流さないで...下水管がつまる原因になります。油は新聞紙などに吸い込ませるか、専用の薬品で固めるなどしてから可燃ごみとして出してください。

トイレにはトイレットペーパー以外のものを流さないで...普通のティッシュペーパーは水に溶けませんので、流すと下水管が詰まる原因になります。また、トイレにトイレットペーパー以外のゴミなどを流さないようにしてください。

下水道はみんなの施設です。正しく利用し、快適な生活を送りましょう

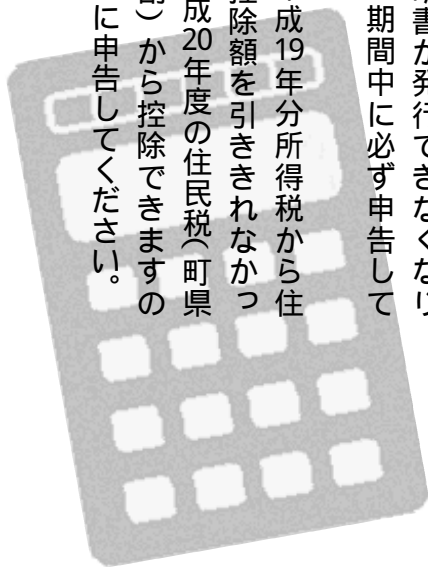
# 確定申告

期間中に正しい申告を（2月18日～3月17日まで）

平成19年中に所得があった人はすべて申告が必要です。この申告に基づき平成20年度の町県民税、国民健康保険税、介護保険料、4月から始まる後期高齢者医療保険料などの算定をします。正しい申告をしてください。

申告をしていない場合は、所得が不明のため、保険料（税）の減額対象者と思われるも減額などが受けられなくなったり、所得証明などの証明書が発行できなくなります。期間中に必ず申告してください。

また、平成19年分所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は、平成20年度の住民税（町県民税所得割）から控除できますので、忘れずに申告してください。



国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」で、申告書などが簡単に作成できます。

■ 所得税、住民税の申告は2月18日～3月17日までの期間中に申告してください。  
■ 申告の日程など、詳しくは一広報ひのおしらせ版1月4日号ををご覧ください。  
本紙19ページの一くらしのカレンダーにも2月分の日程を掲載しています。  
■ お問い合わせは 役場住民課（電話72・0333）まで

**申告に必要なもの** 申告には次のものが必要です。必ずご持参ください。

印かん

税務署から申告書を送付されている人はその申告書と、事業所得などがある人は同封の収支内訳書

農業所得がある人は、収支内訳書と内容がわかる書類

（町作成の収支内訳書は、役場住民課または役場黒坂支所にありますのでご利用ください）

給与、年金などがある人は源泉徴収票

医療費控除を受ける人は、19年中に支払った医療費の領収書と、保険などで補てんされる金額の明細書

社会保険料控除がある人は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（はがき）

生命保険料控除、地震保険料控除（旧長期損害保険料）がある人は、支払った保険料の証明書

住宅借入金等特別控除を受ける人は、登記簿謄本、住民票抄本、工事請負契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

公共事業で土地や家屋の買収があった人は、買取証明書

山林、土地の譲渡があった人は、売買契約書

還付申告の場合には、還付金の振込先の口座番号がわかるもの（本人名義の口座に限る）

## 税務署からのお知らせ

所得税等の確定申告相談を、米子コンベンションセンター（ビッグシップ）で開きます。

ご自分で申告書を作ることが難しい場合にご利用ください。

と き 2月1日（金）～3月17日（月）まで（土・日・祝日は除く）

ところ 米子市末広町294 米子コンベンションセンター（ビッグシップ）

問合せ 米子税務署 個人課税第一部門（電話 0859 32 4121）